

平成22年度市税等納期限一覧表(牛久市)

平成22年度の市税等納期限およびお支払いの際の注意点についてお知らせします。

年 月 日	税 目 ・ 使 用 料 ・ 保 険 料 等 (期 別)
平成22年(2010年) 4月26日(月)	介護保険料1期・市立幼稚園授業料4月分・月極駐車場使用料4月分
4月30日(金)	固定資産税1期・国民健康保険税1期・保育料4月分・住宅使用料4月分
5月26日(水)	市立幼稚園授業料5月分・月極駐車場使用料5月分
5月31日(月)	軽自動車税・保育料5月分・住宅使用料5月分
6月28日(月)	介護保険料2期・市立幼稚園授業料6月分・月極駐車場使用料6月分
6月30日(水)	市県民税1期・国民健康保険税2期・保育料6月分・住宅使用料6月分
7月26日(月)	市立幼稚園授業料7月分・後期高齢者医療保険料1期・月極駐車場使用料7月分
8月 2日(月)	固定資産税2期・下水道受益者負担金1期・保育料7月分・住宅使用料7月分
8月26日(木)	介護保険料3期・市立幼稚園授業料8月分・後期高齢者医療保険料2期 月極駐車場使用料8月分
8月31日(火)	市県民税2期・国民健康保険税3期・保育料8月分・住宅使用料8月分
9月27日(月)	市立幼稚園授業料9月分・後期高齢者医療保険料3期・月極駐車場使用料9月分
9月30日(木)	国民健康保険税4期・下水道受益者負担金2期・保育料9月分・住宅使用料9月分
10月26日(火)	介護保険料4期・市立幼稚園授業料10月分・後期高齢者医療保険料4期 月極駐車場使用料10月分
11月 1日(月)	市県民税3期・国民健康保険税5期・保育料10月分・住宅使用料10月分
11月26日(金)	市立幼稚園授業料11月分・後期高齢者医療保険料5期・月極駐車場使用料11月分
11月30日(火)	国民健康保険税6期・下水道受益者負担金3期・保育料11月分・住宅使用料11月分
12月27日(月)	固定資産税3期・国民健康保険税7期・介護保険料5期・後期高齢者医療保険料6期 市立幼稚園授業料12月分・月極駐車場使用料12月分
12月28日(火)	保育料12月分・住宅使用料12月分
平成23年(2011年) 1月26日(水)	市立幼稚園授業料1月分・後期高齢者医療保険料7期・月極駐車場使用料1月分
1月31日(月)	市県民税4期・国民健康保険税8期・下水道受益者負担金4期・保育料1月分 住宅使用料1月分
2月28日(月)	固定資産税4期・国民健康保険税9期・保育料2月分・住宅使用料2月分・介護保険料6期 後期高齢者医療保険料8期・市立幼稚園授業料2月分・月極駐車場使用料2月分
3月28日(月)	市立幼稚園授業料3月分・月極駐車場使用料3月分
3月31日(木)	保育料3月分・住宅使用料3月分

※口座振替日は納期限と同日となります。ただし、保育料・住宅使用料は毎月26日(土・日・祝日の場合は翌平日)が口座振替日となります。

※市立幼稚園入園料は入園式の日が支払い日です。

問い合わせ 市収納課 ☎内線1061～1063

◇◇上下水道使用料について◇◇

平成21年4月以降の下水道使用料は、茨城県県南水道企業団が上水道および下水道料金を一括請求するようになりました。

問い合わせ 茨城県県南水道企業団業務課 ☎0297-66-5132

◆◆郵便局での窓口納付取扱い◆◆

市で年度当初に送付する窓口払い用納付書(市税・住宅使用料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・下水道受益者負担金)については、郵便局(ゆうちょ銀行)窓口でも納付できます。ただし、次のような場合は納付できませんのでご注意ください。

○納期限を過ぎている場合

○関東各都県および山梨県以外の郵便局(ゆうちょ銀行)では納付できません。

○再発行納付書(再発行と記載があります)で納付する場合

問い合わせ 市収納課 ☎内線1061～1063

◆◆市税は便利な口座振替で◆◆

口座振替の申し込みをすると、申込者の預(貯)金から振り替えられますので、納め忘れがなくなります。お申し込みは、牛久市役所または下記の金融機関でお取り扱いしています。

常陽銀行、筑波銀行、みずほ銀行、三菱東京 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、竜ヶ崎市農業協同組合、ゆうちょ銀行、郵便局

※各本支店から振り替えができます(三菱東京 UFJ 銀行は、公共下水道受益者負担金を取り扱っていません)。お申し込み・変更は、原則として納期限の前月20日まで(40日前提出分)からとなります。

問い合わせ 市会計課 ☎内線3604

◆◆口座振替をご利用の方へ◆◆

市税(市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税)、下水道受益者負担金などの納付にあたって口座振替をご利用の方に対し、市から発行していた「口座振替払領収書」は、平成21年3月振り替え分をもって廃止となりました。

これは、納税通知書と預(貯)金通帳により、納付額が確認できることから、業務簡素化や経費節減を踏まえてのものです。

①軽自動車税の車検用証明書および、確定申告用の(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)社会保険料控除証明書は引き続き発行します。

②残高不足などを理由に振り替えできなかった方には、納付書(現金納付用)を発行します。

③口座振替払領収書が廃止となった税目など

市県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、公共下水道受益者負担金、後期高齢者医療保険料

問い合わせ 市会計課 ☎内線3604

◆◆前納報奨金制度について◆◆

平成19年4月1日から、固定資産税・都市計画税および市県民税(普通徴収分)の「納期前納付(前納)報奨金制度」を実施しています。(交付率を0.2%とし、限度額は5万円です)

また、平成21年度から市県民税の年金特別徴収(天引き)を実施しています。特別徴収分は前納報奨金に該当しませんのでご了承ください。

問い合わせ 市収納課 ☎内線1061～1063